

市税・社会保険料などは納期限内に納付しましょう

問 駅南庁舎債権管理課 ☎ 0857-20-3433 0857-20-3403

市税・社会保険料の納付は口座振替が便利

口座振替は、指定した口座から自動的に税金などが支払われますので、納め忘れがなく、支払いの手間もかかりません。ペイジー口座振替受付サービスによる申し込みが金融機関への申し込みのいずれかをご利用ください。

【ペイジーによる申し込みの場合】

■利用可能な金融機関

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取信用金庫・中国労働金庫・ゆうちょ銀行（郵便局）・島根銀行

■申込方法

市役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支所の窓口でお申し込みできます。キャッシュカード、本人確認書類、納税通知書（納付書）を持参し、手続きしてください。※カードの名義人ご本人のみの受付となります。

【金融機関への申し込みの場合】

■利用可能な金融機関

市内に営業店舗をもつ金融機関の各本店・支店・出

張所（全国）および倉吉信用金庫（ただし、商工組合中央金庫は鳥取支店のみ）

■申込方法

預金口座のある取扱金融機関の窓口でお申し込みできます。通帳、届出印、納税通知書（納付書）を持参し、手続きしてください。

※給与・年金などから特別徴収（天引き）されている人は対象外です。

※振替開始期日、申込期限などについては、各担当課へお尋ねください。

市税・社会保険料は、コンビニで納付できます

市税・社会保険料については、コンビニで納付できます。なお、コンビニでは納付期限を過ぎた場合は納付いただけませんので、ご注意ください。

※市税・社会保険料の納付が遅れると、督促手数料や延滞金が増加される場合があります。納め忘れに注意しましょう。

平成30年度市税・社会保険料の納期限日一覧

種別	納付月													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
税	市・県民税	期別と各納期限			第1期・全期 7月2日		第2期 8月31日			第3期 10月31日			第4期 1月31日	
			・固定資産税		第1期・全期 5月31日		第2期 7月31日			第3期 12月28日		第4期 2月28日		
			・都市計画税		全期 5月31日									
保険料	国民健康保険料	期別と各納期限			第1期・全期 7月2日 (7月2日)	第2期 7月31日 (7月30日)	第3期 8月31日 (8月28日)	第4期 10月1日 (9月28日)	第5期 10月31日 (10月29日)	第6期 11月30日 (11月28日)	第7期 1月4日 (12月28日)	第8期 1月31日 (1月28日)	第9期 2月28日 (2月28日)	第10期 4月1日 (3月28日)
			・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料			第1期・全期 7月31日 (7月30日)	第2期 8月31日 (8月28日)	第3期 10月1日 (9月28日)	第4期 10月31日 (10月29日)	第5期 11月30日 (11月28日)	第6期 1月4日 (12月28日)	第7期 1月31日 (1月28日)	第8期 2月28日 (2月28日)	

※税は納期限日が口座振替日ですが、保険料は（ ）内の日付が口座振替日となっています。

※上記は、自分で支払手続きを行う普通徴収での納期限です。

日本海新聞ふるさと大賞 2017 受賞者紹介

問 第二庁舎生涯学習・スポーツ課 ☎ 0857-20-3371 0857-20-3364

問 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3182 0857-21-1594

昨年1年間でスポーツ振興または地域振興に貢献されたみなさんを顕彰する「日本海新聞ふるさと大賞」（日本海新聞ふるさと創り事業団主催、本市共催）の受賞者が決まりました。

■スポーツ功労賞受賞者

前島 奈美さん（鳥取市）：バレーボール
地神加奈子さん（鳥取市）：バドミントン
谷口 敬子さん（鳥取市）：フライングディスク
川口 梨央さん（鳥取市）：陸上

■地域貢献賞受賞者

ぶらっとしかのガイドの会
（代表：前田卓哉さん 9人）
いんしゅう鹿野まちづくり協議会
（理事長：佐々木千代子さん 35人）
正調会（代表：池長綾子さん 12人）

固定資産税について

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 0857-20-3401

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月2日（月）～5月31日（木）
平成30年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

縦覧できる人	縦覧できる帳簿
市内の土地の納税者	土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地目、地積、価格などを記載）
市内の家屋の納税者	家屋価格等縦覧帳簿（家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載）

■固定資産課税台帳の閲覧

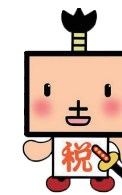
期間 4月2日（月）～
平成30年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

閲覧できる人	対象固定資産
① 納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人	納税義務のある固定資産の全部
② 借地・借家人など	使用または収益の対象となる固定資産の部分
③ 土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人（破産管財人など）	該当する固定資産の全部

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。
と き いずれも 8:30～17:15（土・日・祝休日除く）
ところ 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課

※本人確認のため、運転免許証などをご提示ください。代理人の場合は委任状が必要です。

★平成30年度納税通知書は5月1日ごろ発送予定



こてざえもん

◆年の途中で土地の売買があった場合の課税について

Q 平成29年12月に私が所有していた土地の売買契約を締結し、平成30年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成30年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 地方税法の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっています。所有権移転登記は平成30年2月であったため、平成30年1月1日現在の登記簿上の所有者はあなたです。よって、平成30年度の固定資産税はあなたに課税されることとなります。

◆住宅用地の特例について

Q 平成29年中に住宅を壊し更地にしました。土地についての税額はどうなりますか？

A 固定資産税の評価は、賦課期日（毎年1月1日）の土地の現況により判断します。土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失や、住宅以外への用途変更がある場合は、特例の適用から外れることとなります。平成30年度は、滅失した家屋の固定資産税は無くなりますが、土地の固定資産税は上がることとなります。

住みよい地域づくりは自治会から ～人と人の絆を大切にしています～

問 鳥取市自治連合会事務局 ☎ 0857-20-0100 0857-20-0141
本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3171 0857-21-1594

自治会（町内会）は、一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の団体であり、自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上など地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

自治会はみなさんに一番身近な自治組織です。まずは自治会に加入してみませんか。

■自治会は主に次のような活動をしています

【自主防災活動】
地震・水害・火災などの災害に対処するため、各地区に自主防災組織を設置し、避難訓練や防災活動を実施しています。

【環境美化】
ゴミステーションの維持管理、道路や公園の清掃・草刈りなどを行っています。

【情報の伝達】
広報紙や公民館だよりの配布や回覧など、生活に必要な情報をお届けしています。

【地区要望の取りまとめと実施に向けた取り組み】
道路や排水路の改修、市政に対する意見や要望を伝えていきます。

【住民同士の親睦】
お祭りや運動会、敬老会などを実施し、地域における住民相互のふれあいや、子どもから高齢者の方までの世代間交流を図っています。

【安全・安心】
夜道を安心して歩けるよう、防犯灯の設置・維持管理をしています。

【地域福祉活動】
町内会の連合組織である地区自治会では、独居高齢者の安否確認などを目的とした配食サービスや、子育て支援・健康づくりなど、様々な取り組みを実施しています。

■自治会に加入するには
お住まいの地域の自治会長（町内会長・区長）にお問い合わせください。連絡先が分からない場合は、近所の人か鳥取市自治連合会事務局までお問い合わせください。